

コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部の学校種別の内訳

	コミュニティ・スクール			地域学校協働本部	
	導入校数	増加数 (前年度比)	導入率	整備校数	整備率
幼稚園	197	50 園増	7.6%	372	14.3%
小学校	4,618	1,353 校増	24.1%	9,843	51.4%
中学校	2,099	607 校増	22.7%	4,499	48.6%
義務教育学校	50	11 校増	54.9%	48	52.7%
中等教育学校	3	2 校増	9.4%	1	3.1%
高等学校	507	125 校増	14.4%	159	4.5%
特別支援学校	127	21 校増	12.1%	65	6.2%
合計	7,601	2,169 校増	21.3%	14,987	42.0%

※幼稚園には幼稚園型認定こども園を含む。

※学校数の母数は今回調査において教育委員会から回答のあった学校数としている。

コミュニティ・スクールの導入状況の推移

基準日	導入校数	増加数 (前年比)	学校設置者数	
平成17年4月1日	17校		6市区	
平成18年4月1日	53校	36校増	1県	15市区町
平成19年4月1日	197校	144校増	1県	41市区町村
平成20年4月1日	341校	144校増	2県	63市区町村
平成21年4月1日	475校	134校増	2県	72市区町村
平成22年4月1日	629校	154校増	2県	82市区町村
平成23年4月1日	789校	160校増	2県	99市区町村
平成24年4月1日	1,183校	394校増	3県	122市区町村
平成25年4月1日	1,570校	387校増	4道県	153市区町村
平成26年4月1日	1,919校	349校増	4道県	187市区町村
平成27年4月1日	2,389校	470校増	5道県	235市区町村
平成28年4月1日	2,806校	417校増	9道県	285市区町村
平成29年4月1日	3,600校	794校増	11道県	367市区町村
平成30年4月1日	5,432校	1,832校増	18道府県	532市区町村
令和元年5月1日	7,601校	2,169校増	22道府県	695市区町村

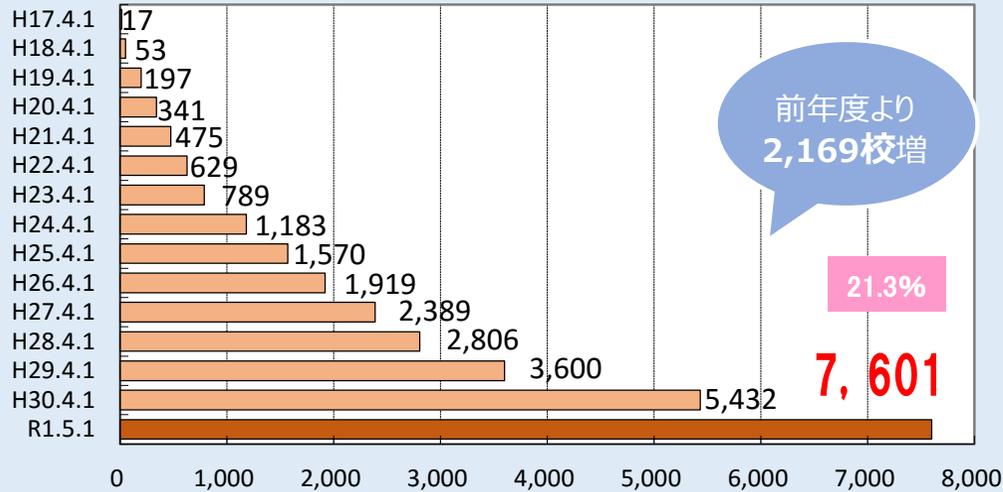
コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入状況【学校数】

学校運営協議会を設置している学校数

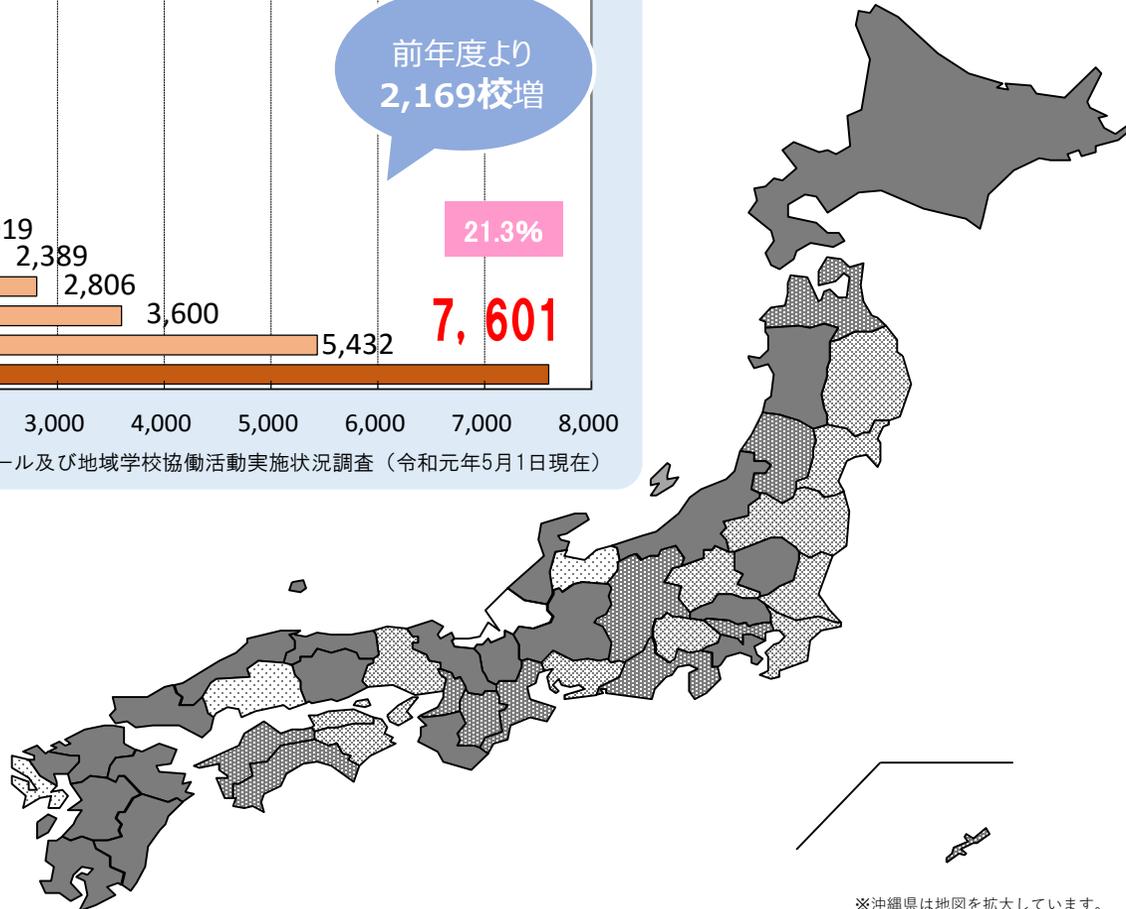
46都道府県内 **7,601校** (令和元年5月1日現在)

(幼稚園197、小学校4,618、中学校2,099、義務教育学校50、中等教育学校3、高等学校507、特別支援学校127)

全国の学校のうち、**21.3%**がコミュニティ・スクールを導入



(出典) 文部科学省コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査 (令和元年5月1日現在)



コミュニティ・スクールを導入している学校の割合

【設置率】※

- 20%以上 . . . ●
- 10%以上20%未満 . . . ●
- 5%以上10%未満 . . . ●
- 5%未満 . . . ●
- 設置なし . . . ○

※母数は令和元年5月1日調査で、各教育委員会から報告があった学校数。

※ここでいうコミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の6に規定された学校運営協議会が置かれた学校を指す。

※沖縄県は地図を拡大しています。

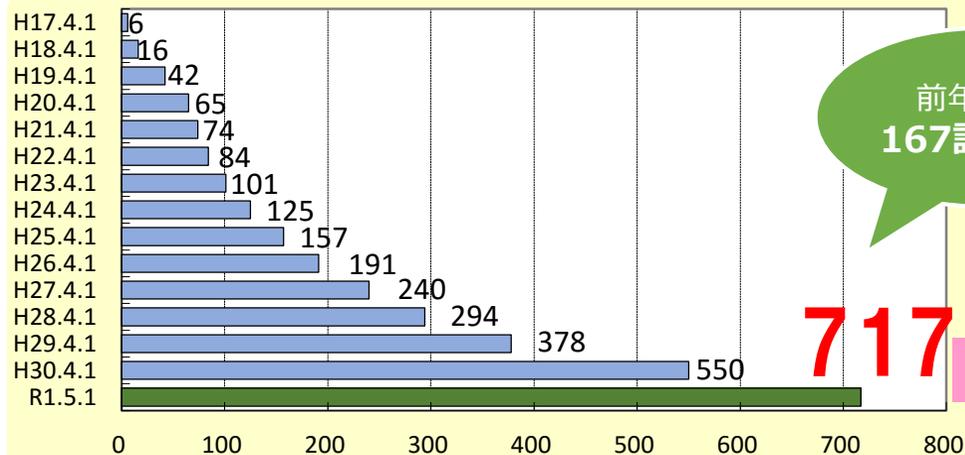
コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入状況【学校設置者数】

コミュニティ・スクールを導入している学校設置者数

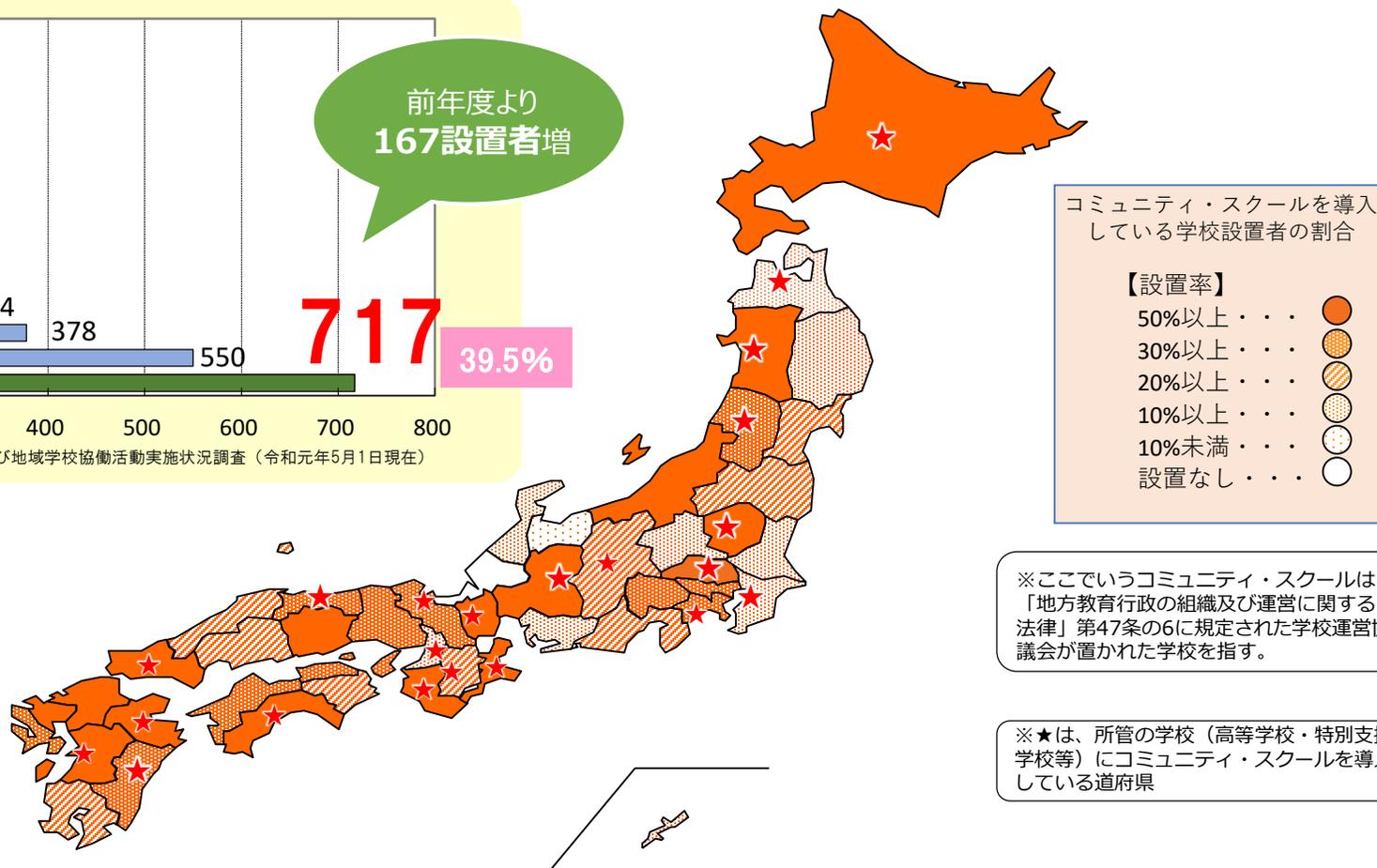
46都道府県内 **695市区町村** **22道府県** (令和元年5月1日現在)

(22道府県、689市区町村(8政令指定都市を含む)、6学校組合)

全国の学校設置者[※]のうち、**39.5%**がコミュニティ・スクールを導入



(出典) 文部科学省コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査(令和元年5月1日現在)



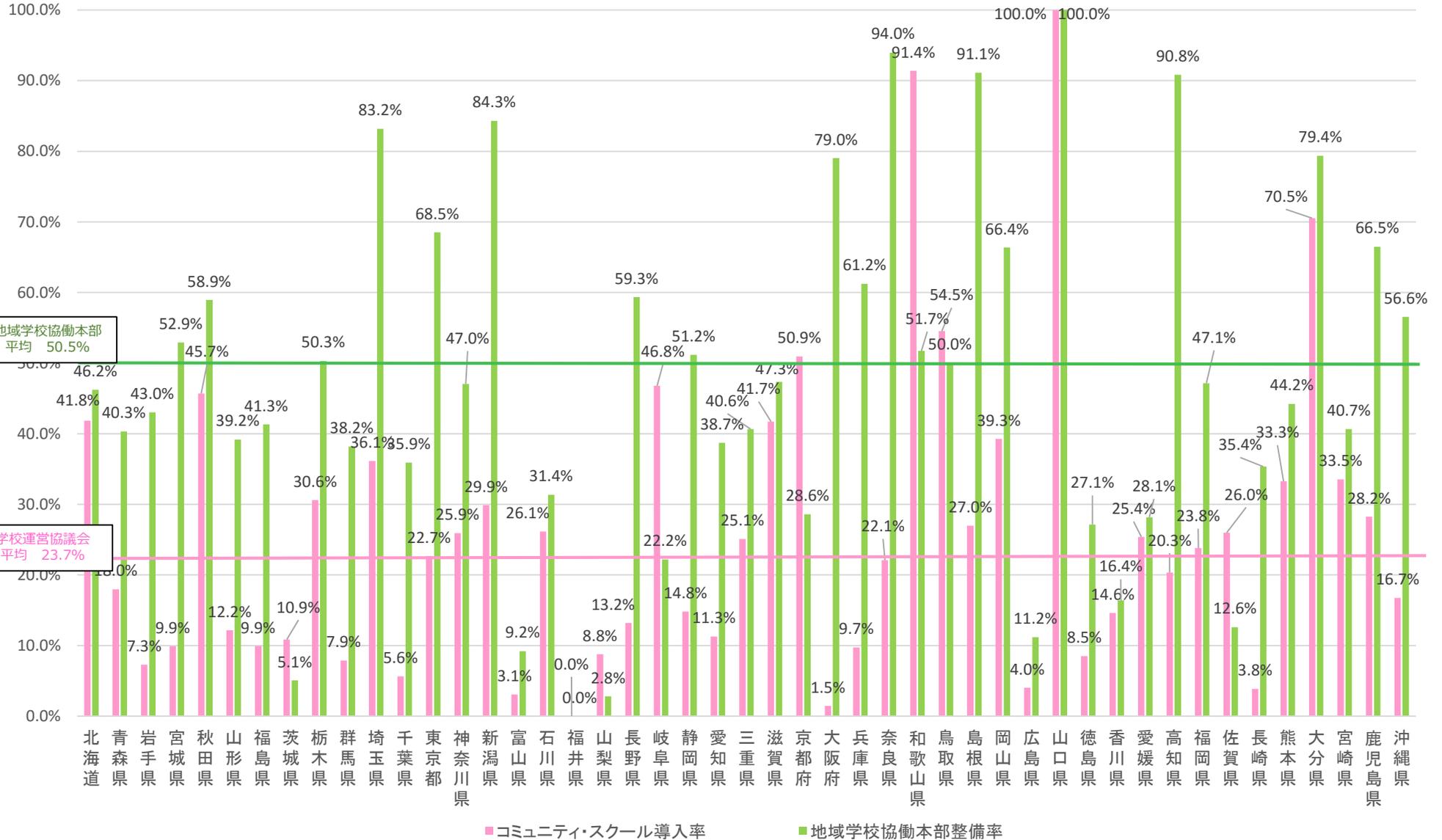
※ここでいうコミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の6に規定された学校運営協議会が置かれた学校を指す。

※★は、所管の学校(高等学校・特別支援学校等)にコミュニティ・スクールを導入している道府県

※沖縄県は地図を拡大しています。

コミュニティ・スクールの導入率と地域学校協働本部の整備率（都道府県別）

学校運営協議会制度を導入している公立小・中・義務教育学校数： 6,767校（小学校：4,618校、中学校：2,099校、義務教育学校：50校）
 地域学校協働本部が整備されている公立小・中・義務教育学校数：14,390校（小学校：9,843校、中学校：4,499校、義務教育学校：48校）
 （全国の地域学校協働本部数：9,387本部）



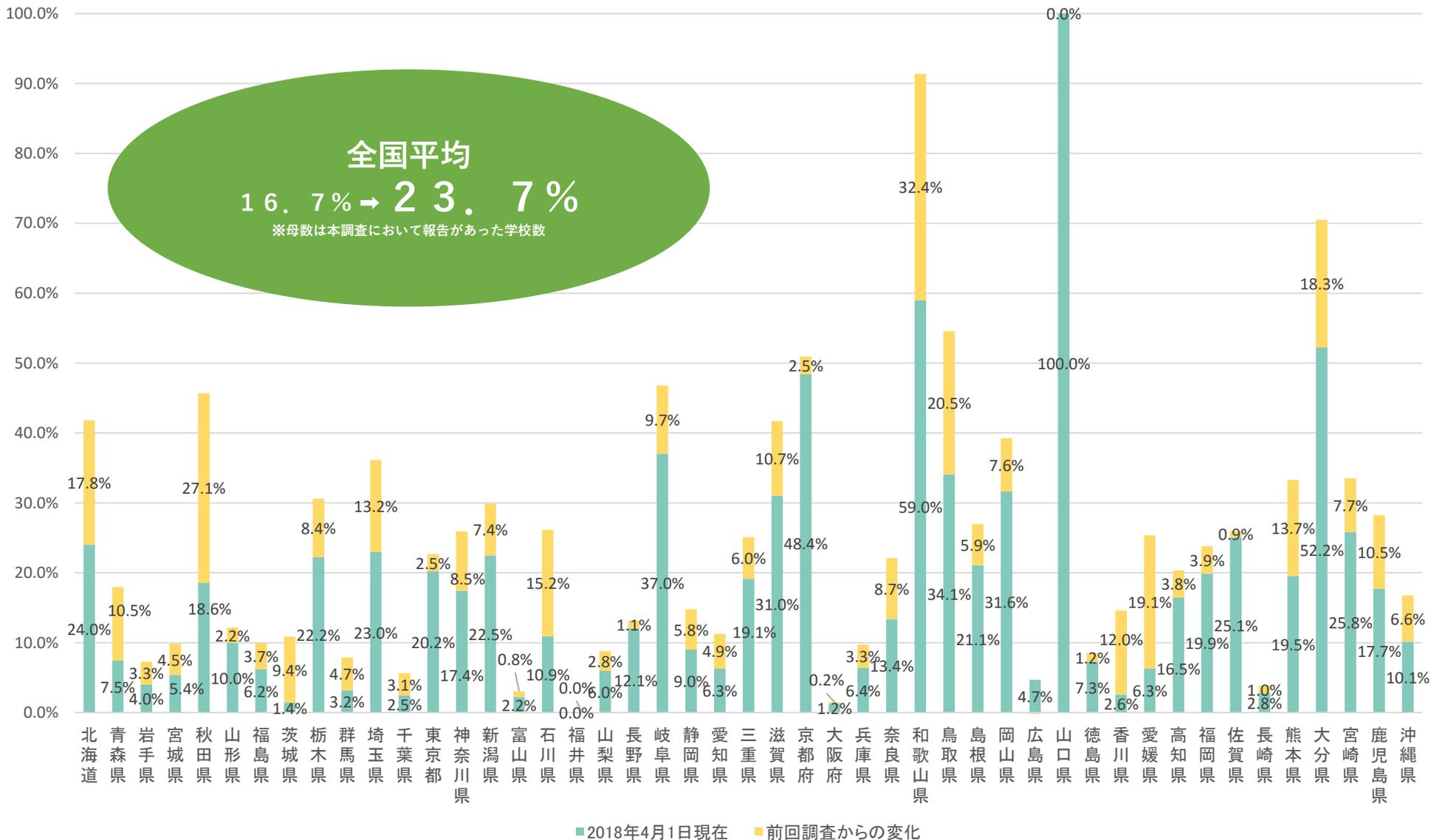
※ 今回調査で定義しているコミュニティ・スクール及び地域学校協働本部ではない、地域独自で取り組まれている類似の仕組みについては調査の対象外としている。

文部科学省コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査（2019年5月1日現在（地域学校協働本部は年度内の予定も含む））による。

コミュニティ・スクール導入率の2ヶ年変化（都道府県別）

コミュニティ・スクールを導入している公立小・中・義務教育学校数
 2018年4月1日現在：4,796校（小学校：3,265校、中学校：1,492校、義務教育学校：39校）
 2019年5月1日現在：6,767校（小学校：4,618校、中学校：2,099校、義務教育学校：50校）

全国平均
 16.7% → 23.7%
 ※母数は本調査において報告があった学校数



※ 今回調査で定義しているコミュニティ・スクールではない、地域独自で取り組まれている類似の仕組みについては調査の対象外としている。
 2018年は文部科学省コミュニティ・スクール導入状況調査（2018年4月1日現在）
 2019年は文部科学省コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査（2019年5月1日現在）による。

コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の両方の機能が備わっている学校の割合（都道府県別）



※ 今回調査で定義しているコミュニティ・スクール及び地域学校協働本部ではない、地域独自で取り組まれている類似の仕組みについては調査の対象外としている。

文部科学省コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査（2019年5月1日現在（地域学校協働本部は年度内の予定も含む））による。

地域学校協働活動推進員やコーディネーターの内訳

○ 地域学校協働活動推進員

社会教育法第9条の7において定められている、教育委員会の施策に協力して地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う、教育委員会が委嘱している者。統括的な地域学校協働活動推進員は、これらの者を統括する立場の者。

○ 地域コーディネーター

教育委員会が委嘱していないが、地域学校協働活動推進員と同等の役割を果たす者。統括コーディネーターはこれらの者を統括する立場の者。

委嘱あり

統括的な地域学校協働活動推進員	地域学校協働活動推進員
134人	5,041人

委嘱なし

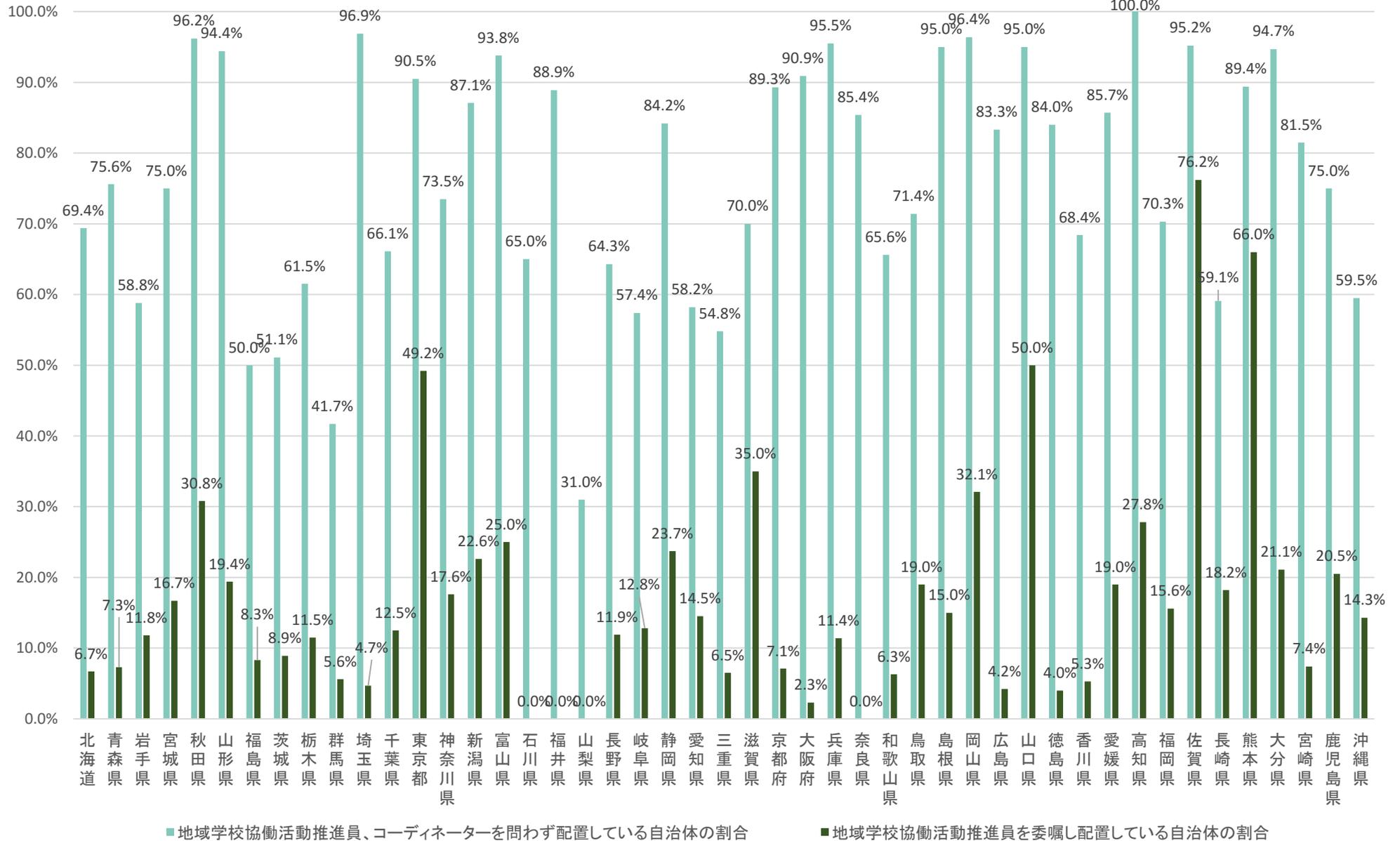
統括コーディネーター	地域コーディネーター
812人	20,626人

合計（2019年5月1日現在（年度内の予定を含む））

26,613人

地域学校協働活動推進員等の配置状況（都道府県別）

地域学校協働活動推進員やコーディネーターが配置されている自治体の割合と、
このうち教育委員会が委嘱している地域学校協働活動推進員が配置されている自治体の割合の比較



文部科学省コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査（2019年5月1日時点（年度内の予定も含む））による。

地域と学校の連携・協働の在り方

学校

地教行法

H29.3法改正により、設置が努力義務に



学校運営協議会

委員：保護者、地域学校協働活動推進員
地域住民 など



学校運営・その運営に必要な支援に関する協議等（地教行法第47条の6）

H29.3法改正により新たに規定

地域学校協働活動

○協働活動

地域人材育成、郷土学習、協働防災訓練、学習・部活動等支援、花壇整備、登下校の見回り等

○放課後等の学習活動

放課後、土曜日、休日における学習、スポーツ活動等

○体験活動

社会奉仕体験活動、自然体験活動、職場体験活動等

地域

地域学校協働本部



社会教育法

地域学校協働活動推進員

【地域と学校をつなぐコーディネーターの役割】

- ・地域住民と学校との情報共有
- ・地域住民等への助言等

教育委員会が「委嘱」



地域住民

保護者

PTA

社会教育
施設・団体

文化
団体

スポーツ
団体

企業・
NPO

「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と「地域学校協働本部」が**一体的に機能**することで、**目標・ビジョンの共有**を通じて、学校と地域の更なる連携・協働が推進されるなど、**相乗効果**が期待される